ヤングケアラーの支援の取組み状況 について

(令和5年度)

兵庫県福祉部地域福祉課

ヤングケアラーの支援に関する本県の取組み

ヤングケアラーへの支援に関する本県の取り組み①

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー(18歳未満)・若者ケアラー(18歳以上30歳台前半)に対して、<u>令和4年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、早期発見・悩みの相談支援・福祉サービスへのつなぎなどの支援体制を整備</u>している。

実施時期	事業名等	内容	備考
令和3年9月 ~4年2月	ケアラーの支援に関する検討委員会の 設置	令和3年9月に検討委員会(座長:濱島淑恵 大阪歯科大学教授)を設置し、早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等について議論を実施	計4回開催
令和4年3月	ケアラー・ヤングケ アラー支援推進方 策手交式	「ケアラー支援に関する検討委員会」がとりまとめた推進方 策を検討委員会の濱島座長から齊藤知事に手交	FIRST CONTROL OF THE PROPERTY
令和4年6月 ~ 【R6継続】	ヤングケアラー・ 若者ケアラー 相談窓口の設置	ヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施	実績:677件 (R6.1月末)
令和4年7月 ~ 【R6継続】	当事者支援グルー プ活動推進事業 (補助金の交付)	ヤングケアラー・若者ケアラーの悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援	支援実績 R4:6団体 R5:6団体
令和4年8月 ~ 【R6継続】	ヤングケアラー・ 若者ケアラー 支援研修 (オンライン研修)	ヤングケアラー・若者ケアラーの抱える問題に気づく体制 づくりを構築するため、福祉・介護・教育等の関係職員を 対象に研修を実施	各市町、学校、福祉機関等から R4:約1,800名、 R5:約 400名 受講

ヤングケアラーへの支援に関する本県の取り組み②

実施時期	事業名等	内 容	備考
令和4年9月	ヤングケアラー・ 若者ケアラーへの 理解を深める シンポジウム (オンライン同時配信)	ヤングケアラーについて県民に広く周知するため、ヤングケアラーの基礎的知識や気づきの視点などについて学ぶシンポジウムを開催(濱島大阪歯科大学教授ほか5名のパネリストが参加)	250名 参加
令和4年10月 ~ 【R6継続】	ヤングケアラー配食 支援モデル事業	ヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者と連携して、食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族への福祉サービスの支援につなげる取組をモデル事業として実施	対象:全市町 実績:137世帯(R6.1月末)
令和5年1月 【R6継続】	ヤングケアラー・ 若者ケアラー支援 研修(応用研修)	オンライン研修受講者を対象として、対面方式でグループ討議等を交えた参加型の演習等を行う合同研修を実施	R4:計3回開催 約130名受講 R5:計2回開催 約 90名受講
令和5年3月 【R6継続】	ヤングケアラー 支援に関する 推進委員会	ヤングケアラーへの支援をさらに推進するため、支援施策の検証や、市町・関係団体との連携等について検討するための委員会を開催	
令和5年9月	ヤングケアラー・ 若者ケアラーへの 支援を進める フォーラム (オンデマント・配信)	相談窓口が開設から1年を迎えたことから、これまでの県の取組を紹介するほか、市町における支援事例等を関係者及び県民に周知することにより、関係機関が連携してヤングケアラーを支援する体制をさらに推進していくためのフォーラムを開催(濱島大阪公立大学准教授の基調講演や3市町の事例紹介等を実施	140名 参加

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置

令和4年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、相談援助の専門職団体である兵庫県社会福祉士会と連携して相談窓口を設置し、電話、メール、LINEによる相談を実施。

窓口の概要

- **1 開設日** 令和4年6月1日(水)
- 2 目 的

家族のケアを担うヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、 市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LIN Eによる相談を実施

- 3 設置場所
 - 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 (兵庫県福祉センター5階)
- **4 受付時間** 平日 9 時 3 0 分~ 1 6 時 3 0 分
- 5 連絡先

<電 話>078-894-3989 <E-mail>yc@hacsw.or.jp <LINE>QRコードからアクセス



相談窓口開所式(R4.6.1)



6 対象者

ヤングケアラー・若者ケアラー本人、その家族、地域包括支援センター 職員、基幹相談支援センター職員、学校関係職員、市町職員 等



相談状況

- ○1月末現在 延べ677件の相談 (電話303件、LINE365件、 メール7件、来所2件)
- ○相談者:本人、行政関係者、 SSW、包括センター、知人等)

ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修について

令和4年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」を踏まえ、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携した支援体制を構築するため、関係機関の職員等を対象とした研修を実施。

基礎(オンライン)研修

- **1** 研修期間 令和5年8月10日~10月30日
- 2 受講者数 約400名 (行政、教員、関係団体等)
- 3 実施方法 インターネットによるオンデマンド視聴
- 4 研修内容

ヤングケアラーの概要、当事者による体験談スピーチ、 支援者としてのアプローチについてインターネット上の 研修動画を視聴する。

【研修動画の内容】

講師:濱島淑恵(大阪公立大学准教授)

体験談スピーカー: 当事者会「ふうせんの会」メンバー

① 基礎編 (約20分)

濱島准教授による、ヤングケアラーの国内外のデータ に基づく概要、現状と課題点等の解説

② 体験談編(約25分)

当事者による体験談スピーチ、支援者や社会に伝えたいこと、ヤングケアラーへのメッセージ、濱島准教授による解説

③ まとめ編(約15分)

濱島准教授による解説、支援者としての具体的なアプローチや未来への展望等

※②体験談編は「学校教職員向け」「地域(民生委員・人権委員等) 向け」「行政関係者向け」、「障害者福祉関係者向け」「高齢者 福祉関係者向け」「児童福祉関係者向け」の6コースから選択

応用研修

1 研修日程

令和5年11月・12月のうち2回開催 (内容は各回同一)

2 受講形式

対面方式の多職種連携研修

3 受講対象

行政、学校、福祉などの関係機関でヤングケアラーの 相談支援を行う職員でオンライン研修受講済の方

- 4 研修委託機関 兵庫県社会福祉協議会
- **5 受講者数** 約90名
- 6 研修内容

講義・グループワーク・発表





ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援を進めるフォーラムの開催

関係機関が連携してヤングケアラーを支援する体制をさらに推進するため、これまでの県の取組を紹介するほか、市町における幅広い支援事例等を関係者及び県民に周知するフォーラムを開催

開催概要

- **1** 開催 日 令和5年9月1日(金)13時~16時
- **2 場 所** 兵庫県民会館パルテホール
- **3 参加人数** 約140名
- 4 プログラム
- (1) 開会挨拶:齊藤知事
- (2)基調講演
 - ①内容:ヤングケアラーの現状、必要な支援、支援推進に必要な視点等について
 - ②講演者:濱島 淑恵 大阪公立大学准教授
- (3)報告1
 - ①**内 容**:兵庫県におけるヤングケアラー施策の現状
 - **②報告者**: 県地域福祉課
- (4)報告2
 - ①内 容: 県相談窓口・配食支援モデル事業の実施状況及び効果
 - ②報告者: (一社) 兵庫県社会福祉士会
- (5) パネルディスカッション
 - ①テーマ:市町における取組事例の紹介・意見交換
 - ②パネリスト
 - 発 表:県内市町担当者(尼崎市・猪名川町・神戸市)

司会進行:濱島 淑恵



兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー への支援を進めるフォーラム

- 日時 2023年 9月1日 (金) 13:00-16:00
- 会場 兵庫県民会館 パルテホール (神戸市中央区下山手通4-16-3)
- 定員 150名・入場無料 (後日に県HPで動画を配信予定)





報告

「兵庫県におけるヤングケアラー施策の現状」 報告:兵庫県福祉部地域福祉課

「県相談窓口・配食支援モデル事業の実施状況及び効果」 報告: (一社) 兵庫県社会福祉士会

事例紹介

「市町における取組事例の紹介」

発表: 県内市町担当者(神戸市・尼崎市・猪名川町) 司会進行: 濱島 淑恵

申込期限

申込7ォ-ム

8月25日(金)

兵庫県電子申請共同運営システム (e-ひょうご)から申込

兵庫県 福祉部 地域福祉課 TEL 078-341-7711 (内線2894)





ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業

ヤングケアラー・若者ケアラー(以下「ヤングケアラー」という。)は、日常的に食事の用意や後片付け等の家事を行い、心身の不調や自由な時間が取れないといった負担を抱えています。

このためモデル事業として、配食事業者と連携して、ヤングケアラーに対して食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族への福祉サービスの支援につなげる。

事業内容

1 支援対象

- (1) 県のヤングケアラー相談窓口に相談があったヤング ケアラーのうち、配食支援が必要と認められた家庭
- (2)対象地域 県内全市町対象(41市町)

2 支援の内容

- (1) 弁当の配食(対面配達)家族の人数分
- (2)ケアが必要な家族に対して市町や関係機関と連携 した支援

3 利用期間・回数

- (1)利用期間 原則として利用開始から3ヶ月間
- (2)回数等 原則週1回
- (3)利用料:無料

配食実績

令和4年度(R4.10~R5.3):69世帯 令和5年度(R5.4~R6.1):68世帯





利用の流れ

1 配食支援プランの作成

相談窓口に連絡があったヤングケアラーの家庭の配食支援プランを作成。

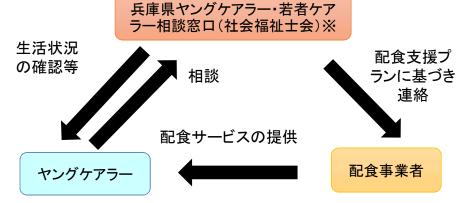
2 配食サービスの実施

配食支援プランに基づき連絡を受けた配食事業者は、配食を実施。

3 福祉サービスへのつなぎ

支援期間中、本人の生活状況を確認するほか、 必要な福祉サービスへのつなぎができるよう関 係機関と連携。

事業イメージ



ヤングケアラー・若者ケアラー支援グループ活動推進事業

ヤングケアラー・若者ケアラーのピアサポート(当事者支援)等を行う団体が実施する交流事業のほか、ヤングケ アラー・若者ケアラー同士が悩みや経験を語り合うオンライン交流会事業などについて、必要経費を補助。

○補助実績 6団体

事業概要

1 補助対象となる活動

当事者会、地域団体やNPO法人、社会福祉法人等が行う、主な 参加者対象者が30歳台までの次のような活動が対象。

・参加対象者にヤングケアラー・若者ケアラーが含まれる、 当事者や支援者の交流会、茶話会・オンライン交流会

2 補助の内容・金額

- ① 補助金額
 - 1)ピアサポート等の交流事業 1回あたり上限5万円

 - 2) オンライン交流会 1回あたり上限3.5万円
 - 1)、2)とも千円未満切り捨て、それぞれ1団体あたり年6回まで
- ② 補助対象経費
 - 申請事業に直接必要な経費とし、主に次のものを対象。
 - ○人件費(事業実施に必要なアルバイト賃金等)、
 - ○講師等謝金、○講師等旅費、○消耗品費(文具、用紙代等)、
 - ○印刷費等資料作成費 など

3 補助対象団体

- (1) 当事者団体(ケアラー当事者の会、障害児者家族の会、きょう だいの会、認知症患者家族の会等)
- (2) 地域団体(自治会、婦人会、子ども会等)
- (3) NPO法人、社会福祉法人、子ども若者支援を行う団体 等

主な補助団体の活動概要

活動地域	活動内容
神戸市尼崎市	小、中、高校生を対象に、軽食会や遊びの時間を通じて、日ごろのしんどさから離れる場づくりを行う。必要に報じて専門的な支援者につなげる。
尼崎市	イベントや料理教室等を開催し、課題を抱える10代中心の若者と継続的に 関わることで、安心して話せる関係構築を目指す。
尼崎市	小、中学生が有料老人ホームで入居者 にデザートを作る活動を通じて、入居 者、地域の支援者と交流し、児童らと 支援者のネットワークづくりを行う。
芦屋市	社会人のヤングケアラーを対象に、ケアラーが共感しやすいテーマ(介護の悩み等)で交流会を行い、相談しやすい関係づくりを目指す。





令和6年度 新規事業の紹介



拡 ヤングケアラー支援体制の拡充

事業内容

R6当初 18,672千円

「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、令和4年度から実施してきた県の支援実績を、より住民に身近な市町と共有し、全市町において相談体制や支援体制が確保されることを目指し、取組内容を拡充する。

【新】1 市町の取組促進を図る支援モデルの構築及びキャラバン研修

- ・ 市町支援マニュアルの作成(相談事例・関係機関連携等のマニュアルを作成)
- ・ キャラバン研修の開催(地域毎の支援体制を踏まえた研修会を開催)

【新】2 ピアサポートの全県的な展開・育成

- ・ 全県オンライン交流会の開催(SNS広報等を活用し、全県的な交流会を開催)
- ・ 支援団体との情報交換会の開催(好事例等を共有し、団体の支援力を向上)

3 その他相談支援・普及啓発等

- 専門相談窓口の設置 (県社会福祉士会に相談員2名を配置)
- 支援者向け研修の開催 (基礎研修や多職種連携研修を開催)
- ・ 配食支援の実施 (ふるさと寄附金を財源に世帯全員分のお弁当を配達)



【多職種連携研修】

担当課:福祉部地域福祉課地域福祉班 連絡先:078-362-9187(内線2894)

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策(概要)

~ケアを担う子ども・若者たちが"取り残されることがない社会の実現"を目指して~

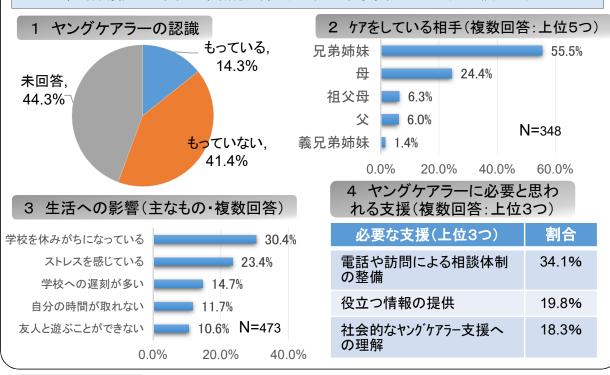
ケアラー・ヤングケアラーの現状とケアラー支援に関する検討委員会の状況

経緯

ケアラー・ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査を踏まえて、令和3年9月にケアラー支援に関する検討委員会(座長:濱島淑恵 大阪歯 科大学医療保健学部教授)を設置し、ケアラー・ヤングケアラーの支援者や経験者からのヒアリングを実施するとともに、早期発見、悩みの相談 支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ、市町や関係機関との連携強化等について議論を重ね推進方策をとりまとめた。

福祉機関実態調査の概要

県内に住むヤングケアラー等のケアの状況やケアの影響、求める支援などを把握す るため、要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等を通じて実態調査を実施



兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会

氏 名	所属•役職
濱島 淑恵	大阪歯科大学医療保健学部教授
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授
吉村 千波	神戸市福祉局高齢者支援担当部長
羽原 正	加古川市こども部家庭支援課長
松端 由泰	兵庫県介護支援専門員協会会長
安東 裕子	兵庫県民生委員児童委員連合会副会長
荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター 協議会副会長
藤田 行敏	あすなろ相談支援事業所相談員 兵庫県精神福祉家族会連合会副会長
黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援 課スクールソーシャルワーカー
生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
西田 健次郎	兵庫県教育次長

開催実績

第1回 令和3年9月7日(火)

- (1)ケアラーを取り巻く状況及び兵庫県ケアラーの実態(1)ケアラー経験者からのヒアリングについて に係る福祉機関調査の中間報告について
- (2)検討委員会スケジュール等について

第2回 令和3年11月8日(月)

- (1) 支援者等からのヒアリングについて

第3回 令和3年12月27日(月)

- (2)福祉機関調査の最終報告について
- (3) 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー推進方策(素案) について

第4回 令和4年2月15日(火)

- (1) 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー推進方策(案) について
- (2) 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案) について (2) ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築等について



兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策の概要①

現状 課題

- ケアラー・ヤングケアラーは、周囲も気付きにくく、**本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていない**。
- 県が実施した福祉機関調査では、ヤングケアラーであることを認識していると回答があったのは14.3%であり、<u>社会的な認知度が低く、</u> 適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要である。
- ケアラー・ヤングケアラーに対する具体的支援策や支援につなぐための窓口が明確でなく、福祉、介護、教育関係者の研修も十分に 行われていない。

対象者

最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳台前半までを対象とし、<u>18歳未</u> 満の子どもである「ヤングケアラー」、18歳以上概ね30歳台前半までの者を「若者ケアラー(以下ケアラー」という。)」として主な支援の対象とする。

基本的な考え方

- ケアラー・ヤングケアラーの支援にあたって、県は、教育や高齢、障害、疾病、生活困窮などの**既存事業や関連施策の活用をベースとし** つつ、ケアラー・ヤングケアラーへの支援の視点をとり入れ、福祉サービス等の必要な支援につないでいく。
- 本検討委員会の提言を踏まえて実施される<u>新たな事業等については、これらの既存事業や関連施策、さらに各市町や関係機関との幅広</u> い連携によりケアラー・ヤングケアラーの支援体制を構築していく。

推進方策

1 早期発見・把握

- (1) 学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組
- 教職員への研修の実施 学校においてヤング・ケアラーの相談窓口となり得る生徒指導担当教員や 教育相談担当教員等に対して、研修を実施
- 教職員による面談等を通じた把握 担任との個人面談や長期休業前の保護者を交えた三者面談等の機 会を通じて、生活態度から児童生徒の生活環境を把握
- O スクールソーシャルワーカーによる支援の充実 スクールソーシャルワーカーによる支援の充実、組織的・機動的に ヤングケアラーの支援に対応できる体制を構築
- スクールカウンセラー・キャンパ スカウンセラーによる支援の充実 臨床心理士等をスクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーとして 各学校等へ配置を促進
- O 要保護児童対策地域協議会等との情報共有 学校等がヤング・ケアラーに該当する児童生徒を把握した場合は、要支 援児童として<u>要対協の実務者会議等で必要な情報を共有</u>

- (2) 医療や福祉等の専門職がケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組
- O 医療、介護、福祉等の専門職の研修の実施(P4) ヤングケアラーの実態、関係機関との連携策などを学ぶ研修を推進
- 医療、介護、福祉等の専門職及び教育関係者との連携強化 ヤングケアラーなど介護を行う者の状況等、必要な情報等を共有し連携強化
- (3) 地域においてケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組
- O 民生委員・児童委員等に対する研修 民生委員・児童委員等に対し、研修等を通じてケアラー・ヤング・ケアラーへの 支援に関する理解促進を図り、早期発見・支援につなげる
- 子ども食堂、学習支援事業等を通じた把握 事業の実施主体や支援者に対して、ヤングケアラーの発見や支援ニーズ の把握等について周知
- 各市町における現状把握の推進 市町が地域の実情に応じてケアラー・ヤングケアラー支援が進められるよう、 必要な情報の提供や先進事例等の紹介を実施

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策の概要②

2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ

- (1) 相談支援・情報提供体制の充実
 - ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口(仮称)の設置(P4) 相談窓口をモデル的に県に開設し、<u>電話やメールによる相談・</u> 適切な支援機関へのつなぎ等を実施
 - 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備 市町の重層的支援体制整備事業に関する連絡会議等を通じて、必要な助言や情報提供を実施するとともに、ケアラー支援を依頼
 - 基幹相談支援センター等における相談の実施の提供 障害者の基幹相談支援センターの配置や担当者の配置を促すとと もに、居宅介護等が利用できることの周知を実施
- (2) ケアラー、ヤングケアラーへの生活支援
 - O 生活困窮者自立支援制度の推進 自立相談支援事業においてケアラー・ヤングケアラーの状況に応じた支援を実施し、適切な関係機関につなぐ
 - 子どもの学習事業による学習のサポート ヤングケアラーに対して学びの支援や学校・家庭以外の居場所づくり・ 地域の交流の場づくりを推進
 - 子ども食堂における支援 ヤングケアラーに食事を提供する子ども食堂の立上げ経費を助成

(3) 地域におけるケアラー・ヤングケアラー支援体制の構築

- O 民生委員・児童委員の活動支援 ケアラー・ヤングケアラーの支援ができるよう、民生・児童協力委員制度の 活用や民生委員・児童委員の担い手の確保を推進
- 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進 相談援助・支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターの 機能強化、職員の資質の向上等について検討・実施
- ピアサポート活動等の支援(P4) ケアラー・ヤングケアラーの話を<u>傾聴や相談に応じ、当事者同士の交流の</u> 場をつくるピアサポート活動等の支援を実施
- (4) 権利擁護等の充実
 - 児童虐待防止に向けた相談体制の強化 ヤングケアラーなど、子ども・家族への援助が実践できるよう、<u>児童福祉</u> 司等専門職の更なる充実</u>を推進
 - 児童虐待対応ダイヤル等の設置・運営 児童虐待対応ダイヤル「189」(24時間の電話相談)の運営
 - 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携 こども家庭センター職員による実務者会議での助言・指導のほか、 要対協の職員を対象にした研修でヤングケアラー講義を追加

3 人材育成•普及啓発 >

- (1) 福祉や教育関係者等の研修(再掲)
- (2) ケアラー・ヤングケアラーを支援する団体との連携・支援
 - O 民間支援団体との連携強化・活動支援(P4) ピアサポート等の<u>ケアラー・ヤング・ケアラーの交流・相談を行う団体やオン</u> ラインサロンの設置運営を支援
- (3) ケアラー・ヤング・ケアラーに対する社会的認知度の向上
 - 県や市町の広報啓発、関係団体と連携した啓発の実施 県や市町だけでなく、関係機関と連携した広報・啓発活動も推進
 - 人権教材としての啓発ビデオの活用 人権啓発ビデオを各種の研修会や学習会等で教材として活用

4 県・市町の役割分担、連携

- 市町によるケアラー・ヤング・ケアラー窓口・担当部署の設置促進 市町の既存の相談窓口の活用や担当職員の兼務による対応な ど、ケアラー・ヤング・ケアラー担当部署等の設置を積極的に働きかけ
- 市町における支援体制の構築 市町において円滑にケアラー・ヤングケアラーの支援が実施できるよう、 国庫補助事業の活用や優良事例などの情報提供を実施
- 県における推進体制の構築 県関係部局、市町、関係機関、支援団体等で構成する推進体制 を新たに構築し、ケアラー・ヤング・ケアラーの支援を効果的に実施